

平成26年第1回県議会定例会

条例案等の概要

	ページ
I 提出予定議案の概要……………	1
II 主な条例案等……………	1
III その他の提出予定議案……………	14

I 提出予定議案の概要

区 分	平成26年度関係	平成25年度関係	計
条 例 の 制 定	—	1 件 (1 件)	1 件
条 例 の 廃 止	1 件	—	1 件
条 例 の 改 正	16 件	12 件 (3 件)	28 件
市 町 負 担 金	1 件	2 件 (1 件)	3 件
そ の 他	1 件	10 件	11 件
計	19 件	25 件 (5 件)	44 件

() は、「平成25年度 条例その他 その2」の件数で内数である。

II 主な条例案等

<平成26年度関係>

【条例の廃止】

- 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例を廃止する条例
(資料1参照)

公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出義務を課す要件を緩和し、届出者の負担を軽減する観点から、条例を廃止する。

[政策局政策部土地水資源対策課 TEL 045-210-3100]

【条例の改正】

- 神奈川県個人情報保護条例の一部を改正する条例 (資料2参照)
神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の答申を踏まえ、個人情報取扱業務登録制度を廃止するため、所要の改正を行う。

[政策局情報企画部情報公開課 TEL 045-210-3710]

- 職員定数の改正を行うもの3条例 (資料3参照)

事務事業の見直し、県立学校及び市町村立学校の児童・生徒数に基づく学級数の増減、警察職員(警察官以外)の減員等に伴い、職員定数を変更するため、所要の改正を行う。

- ① 神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例
- ② 市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例
- ③ 神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

[総務局組織人材部人材課 TEL 045-210-2150]

- 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例 (資料4参照)

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、教育委員会の附属機関として「神奈川県いじめ防止対策調査会」を設置し、併せて知事の附属機関として「神奈川県いじめ問題再調査会」を設置するため、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人材課 TEL 045-210-2150]

- 神奈川県環境影響評価条例の一部を改正する条例 (資料5参照)

神奈川県環境影響評価審査会の答申等を踏まえ、環境影響予測評価実施計画書の縦覧期間及び意見募集期間を短縮するなど、所要の改正を行う。

[環境農政局環境部環境計画課 TEL 045-210-4051]

- **工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例の一部を改正する条例（資料6参照）**
さがみロボット産業特区などにおける産業集積を目指して、効果的な企業誘致及び産業用地の創出を図るため、工業系特定保留区域での緑地面積率の引下げなど、所要の改正を行う。
[産業労働局産業・エネルギー部産業立地課 TEL 045-210-5570]

- **神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例（資料7参照）**
新たな通信手段の社会生活への浸透など、社会情勢の変化に伴い顕在化した新たな迷惑行為に対応するため、所要の改正を行う。
[警察本部生活安全部生活安全総務課 TEL 045-211-1212 内線3020]

<平成25年度関係>

【条例の制定】

- **神奈川県農業構造改革支援基金条例（資料8参照）**
国から交付される補助金を原資として基金を設置し、農用地の利用の効率化及び高度化により、農業の生産性の向上及び農業の構造改革の推進を図るため、基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する。
[環境農政局農政部担い手支援課 TEL 045-210-4440]

【条例の改正】

- **使用料及び手数料等の改定を行うもの4条例（資料9参照）**
 - ① **神奈川県立公文書館条例等の一部を改正する条例**
 - ② **神奈川県手数料条例の一部を改正する条例**
消費税率の引上げ等に伴い使用料・手数料等を改定するなど、所要の改正を行う。
[総務局財政部財政課 TEL 045-210-2250]
 - ③ **神奈川県立かながわアートホール条例の一部を改正する条例**
県立文化施設の利用者負担の均衡を図るため、日曜日、土曜日及び休日料金を新たに設定するとともに、消費税率の引上げに伴い利用料金を改定するため、所要の改正を行う。
[県民局くらし県民部文化課 TEL 045-210-3800]
 - ④ **神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例**
相模三川公園の有料施設について利用料金制度を導入するとともに、消費税率の引上げに伴い利用料金等を改定するなど、所要の改正を行う。
[県土整備局都市部都市公園課 TEL 045-210-6220]
- **神奈川県保育士試験手数料条例の一部を改正する条例（資料10参照）**
新たな認定こども園制度への円滑な移行・促進のため、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正されたことに伴い、保育士試験全部免除申請手数料を新設するため、所要の改正を行う。
[保健福祉局福祉部地域福祉課 TEL 045-210-4740]

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例を廃止する条例案の概要

1 目的

公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出義務を課す要件を緩和し、届出者の負担を軽減する観点から、条例を廃止する。

2 内容

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例を廃止する。

(1) 検討の経緯

県では、条例を常に時代に合致したものとすることを目的として、一定期間ごとに条例の見直しを行う全庁的な仕組みを定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定している。当該要綱に基づき、条例の見直し作業を行ったところ、条例の対象となっている町においては、過去5年間条例により買い取り協議を行った実績がなく、買い取り機会を得るための条例継続の希望も示されなかったため、土地所有者の届出義務を継続することは課題があり、届出者の負担を軽減する観点から、条例の廃止を検討した。

(2) 条例廃止後の影響

条例では、公有地の拡大の推進に関する法律第4条の届出義務が課される土地の面積規模を「都市計画区域に限り100㎡以上」と定めている。廃止により、当該届出面積規模は、同法施行令第3条第3項で定める「200㎡以上」に緩和される。

なお、条例廃止後も、同法第5条の買い取り希望申出制度を利用することにより、条例の対象となる土地の所有者が同法により土地を売却する機会及び税法上の優遇措置は変わらずに確保される。

	対象地	法定要件	県の規定による上乗せ要件
4条届出	都市計画施設の区域内の土地等(※)	200㎡以上 【根拠規定：政令】	都市計画区域に限り100㎡以上 【根拠規定：条例】
5条申出	※及び都市計画区域内の土地	200㎡以上 【根拠規定：政令】	都市計画区域に限り100㎡以上 【根拠規定：県規則】

3 施行期日

平成26年4月1日

【参 考】

公有地の拡大の推進に関する法律（公拡法）の概要

公拡法は、地方公共団体等が公共の目的に必要な土地を先買いするための措置等を設けることで、公有地の拡大の計画的な推進を図ることを目的として制定された。

法では、都市計画施設等の区域内にある一定規模以上（200㎡）の土地を有償譲渡しようとする者に届出義務（第4条）及び3週間の譲渡制限（第8条）を課すとともに、都市計画区域内にある一定規模以上の土地の所有者等に、地方公共団体等による当該土地の買い取りを希望できる申出制度（第5条）を定めており、都道府県は100㎡以上200㎡未満の範囲内でその規模を別に定めることができる。

なお、公拡法の適用により売買契約が成立すると、税法上の優遇措置（譲渡所得の特別控除額1,500万円）を受けることができる。

問い合わせ先

政策局政策部土地水資源対策課

課長 村松 電話 045-210-3100

地価対策グループ 大塚 電話 045-210-3109

神奈川県個人情報保護条例の一部を改正する条例案の概要

1 目的

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の答申を踏まえ、個人情報取扱業務登録制度を廃止するため、所要の改正を行う。

2 内容

個人情報取扱業務登録制度の根拠となる神奈川県個人情報保護条例第48条～第53条を削除する。

(1) 検討の経緯

平成2年に神奈川県個人情報保護条例に基づき創設した、個人情報を取り扱う事業者の登録制度については、個人情報保護法の制定（平成15年）や第三者認証制度であるプライバシーマーク制度の普及など、制度を取り巻く状況に大きな変化が生じたため、平成24年9月に神奈川県情報公開・個人情報保護審議会へ見直しの方向性について諮問した。同審議会からの平成25年11月14日付け答申を踏まえ、本登録制度を廃止する。



(2) 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の答申の概要

- ・ 現行の個人情報取扱業務登録制度は、個人情報保護法の施行、事業分野ごとに個人情報の適正な取扱いを示したガイドラインの整備などにより当初の目的を達成した。
- ・ また、プライバシーマーク制度と同様の更新審査制の第三者認証制度であるとの誤解を県民に与えるおそれがあるため、このまま維持すべきではない。
- ・ 事業者支援を推進するための手法としては、登録制度よりも、むしろ情報提供、相談、研修などの充実によるべきである。

3 施行期日

平成26年10月1日

【参 考】 プライバシーマーク制度と個人情報取扱業務登録制度

	プライバシーマーク制度	個人情報取扱業務登録制度 (PD マーク)
実施主体	一般財団法人 日本情報経済社会推進協会	神奈川県
開始年月	平成10年4月	平成2年10月
申請料等	規模により3段階 (30万円, 60万円, 120万円)	なし
有効期限	2年間 (更新手続により延長可) 更新料; 規模により3段階 (22万円, 45万円, 90万円)	なし
登録単位	法人単位	事業者 (法人、個人、支店でも可) が個人情報取扱業務ごとに登録
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証制度 〔 情報セキュリティ体制等の実態審査による客観的な評価を行い、基準の適合を認証する制度 〕 ・ 個人情報保護法の義務規定等との適合を審査基準としている ・ 基準適合事業者に「プライバシーマーク」を付与、事業活動に関してマークの使用が可能となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証制度ではない 〔 個人情報の取扱いが著しく不適正である場合を除き、登録希望の事業者は誰でも登録できる制度 〕 ・ 登録事業者に「個人情報取扱登録済証」(PDマーク)を交付、店頭等に掲示することができる 

問い合わせ先

政策局情報企画部情報公開課

課長

宮坂 電話 045-210-3710

個人情報保護グループ

和智 電話 045-210-3720

神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例案等の概要

1 目的

事務事業の見直し、県立学校及び市町村立学校の児童・生徒数に基づく学級数の増減、警察職員（警察官以外）の減員等に伴い、「神奈川県職員定数条例」、「市町村立学校職員定数条例」及び「神奈川県地方警察職員定数条例」に規定する職員定数を変更するため、所要の改正を行う。

2 内容

条例名	区 分	改 正 (平成26年度) A	現 行 (平成25年度) B	差引増減 A-B	
神奈川県 職員定数 条 例	知 事	7,481 人	7,516 人	△35 人	
	公 営 企 業 管 理 者	1,002	1,008	△ 6	
	議 会	76	76	0	
	選 挙 管 理 委 員 会	5	5	0	
	監 査 委 員 会	41	41	0	
	人 事 委 員 会	33	33	0	
	教育委員会（学校以外の教育機関を含む。）	800	803	△ 3	
	教育委員会の所管に 属する学校	校 長 及 び 教 員	12,181	11,959	222
		そ の 他 の 職 員	1,156	1,161	△ 5
		小 計	13,337	13,120	217
	労 働 委 員 会	21	21	0	
	神 奈 川 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	3	3	0	
合 計	22,799	22,626	173		
市町村立 学校職員 定数条例	小 学 校	24,531	24,574	△43	
	中 学 校	13,538	13,550	△12	
	特 別 支 援 学 校	1,517	1,440	77	
	高等学校（定時制の課程を置くもの）	19	19	0	
	合 計	39,605	39,583	22	
神奈川県 地方警察 職員定数 条 例	警 察 官	警 視	388	388	0
		警 部	916	916	0
		警 部 補 及 び 巡 査 部 長	9,329	9,329	0
		巡 査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。）	4,890	4,890	0
		小 計	15,523	15,523	0
	警 察 官 以 外 の 職 員	1,686	1,687	△1	
	合 計	17,209	17,210	△1	
総 計	79,613	79,419	194		

3 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

問い合わせ先

総務局組織人材部人材課 課長 川瀬 電話 045-210-2150

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案の概要

1 目的

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、教育委員会の附属機関として「神奈川県いじめ防止対策調査会」を設置し、併せて知事の附属機関として「神奈川県いじめ問題再調査会」を設置するため、所要の改正を行う。

2 内容

- (1) 「神奈川県いじめ防止対策調査会」を教育委員会の附属機関として置く。
- (2) 「神奈川県いじめ問題再調査会」を知事の附属機関として置く。

附属機関	設置目的	委員の数
神奈川県いじめ防止対策調査会	いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止・早期発見・対処のための対策に関する重要事項について教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。また、県立学校における重大事態について教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。	9人以内
神奈川県いじめ問題再調査会	いじめ防止対策推進法に基づき、神奈川県いじめ防止対策調査会等の調査の結果について知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。	10人以内

3 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

問い合わせ先

総務局組織人材部人材課 課長 川瀬 電話 045-210-2150

神奈川県環境影響評価条例の一部を改正する条例案の概要

1 目的

神奈川県環境影響評価審査会の答申等を踏まえ、環境影響予測評価実施計画書の縦覧期間及び意見募集期間を短縮するなど、所要の改正を行う。

2 内容

(1) 実施計画書の縦覧期間及び意見募集期間の短縮

実施計画書の縦覧期間及び意見募集期間を45日間から30日間に改める。

(2) 意見・見解書の縦覧期間の短縮

意見・見解書の縦覧期間を30日間から15日間に改める。

3 施行期日

平成26年4月1日

【参考】環境影響評価制度の見直しの概要

○ 環境影響評価手続の期間短縮

上記の期間短縮（30日短縮）とともに、事務処理の合理化・効率化を図り、その処理期間を短縮（約170日短縮）する。

<短縮効果>

過去10年の環境影響評価手続の平均期間 2年10月→2年3月（約200日短縮）

○ 工場・事業場及び研究所の建設の面積要件の緩和（条例施行規則の改正）

「その他の地域*」における面積要件を3ha以上から10ha以上に緩和する。

* 国立公園、国定公園、県立自然公園の区域や自然環境保全地域を除いた地域

問い合わせ先

環境農政局環境部環境計画課

環境影響審査担当課長 山田 電話 045-210-4051

環境影響審査グループ 佐々木 電話 045-210-4070

工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例の一部を改正する条例案の概要

1 目的

「さがみロボット産業特区」などにおける産業集積を目指して、効果的な企業誘致及び産業用地の創出を図っていくため、一定規模以上（敷地面積9,000㎡以上又は建築面積の合計が3,000㎡以上）の工場（特定工場）が立地する場合の緑地面積率等を緩和する。

2 内容

(1) 工業系特定保留区域での緑地面積率等の引下げ

ア 対象区域・・・ 町村域の市街化調整区域のうち工業系特定保留区域

【工業系特定保留区域】

将来は工業用地となることが予定されている工業系特定保留区域を対象とする。現時点での具体的な対象区域は、寒川町田端西地区と中井町南部地区にある2箇所の工業系特定保留区域。

イ 内容・・・ 緑地面積率を、現行の25%以上から20%以上に改正する。併せて環境施設面積率を、現行の30%以上から25%以上に改正する。

【環境施設面積】

緑地面積と、池や太陽光発電設備など周辺地域の生活環境の保持に寄与する施設の面積を合計した面積。

(2) 重複緑地の算入率の引上げ

町村の全区域において、重複緑地の算入率を、現行の25%から、国基準における最大の算入率である50%まで引き上げることとし、条例に新たに定める。

【重複緑地】

工場建物などの生産施設と緑地が重複している場所。例えば屋上緑地やパイプ下の芝生等。

【重複緑地の算入率】

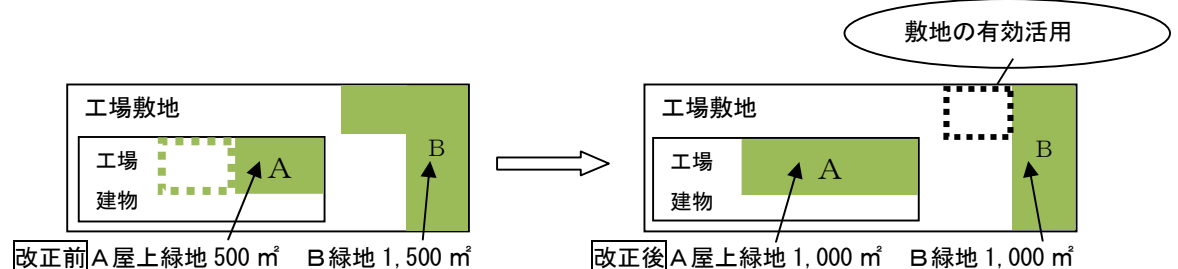
屋上緑地などの重複緑地を整備した場合に、その面積を、条例で定める緑地の面積に算入することができる割合。この割合が高いほど、企業にとって敷地の有効活用が可能となる。

重複緑地の算入率の引上げによる敷地の有効活用の事例

■工場の敷地面積 10,000㎡ 緑地面積率 20%以上の場合 → 緑地面積は 2,000㎡以上必要

■工場建物の屋上に重複緑地がある場合、その重複緑地を緑地に算入できる面積

〈改正前 25% : $10,000 \text{ m}^2 \times 20\% \times 25\% = 500 \text{ m}^2$ 〉 〈改正後 50% : $10,000 \text{ m}^2 \times 20\% \times 50\% = 1,000 \text{ m}^2$ 〉



例えば、1,000㎡の屋上緑地があった場合、現行では、算入できるのは500㎡までだが、改正後は1,000㎡まで算入可能となる。その結果、敷地の有効活用を図ることができるようになる。

3 施行期日

平成26年4月1日

問い合わせ先

産業労働局産業・エネルギー部産業立地課
課長 野田 電話 045-210-5570
課長代理 鈴木 電話 045-210-5573

神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例案の概要

1 目的

近年、電子メールやいわゆる SNS 等の新たな通信手段が広く社会生活に浸透したことに伴い、こうした通信手段を利用した嫌がらせ行為や、機器の進歩に伴う盗撮目的のカメラの設置行為など、県民生活の平穏を阻害する新たな迷惑行為が顕在化していることから、こうした新たな迷惑行為に対応すべく、所要の改正を行う。

2 内容

(1) 卑わい行為の禁止

ア カメラ等の設置行為等の禁止

盗撮等の目的によりカメラ等を「設置」又は「向ける」行為を禁止する。

イ 人の姿態を見る行為の禁止

浴場等人が通常衣服等の全部又は一部をつけないでいるような場所にいる人の姿態を「見る」行為を禁止する。

ウ 盗撮等の行為場所に係る表記の変更

「公共の場所」にいる人を自宅等、公共の場所以外から盗撮するなどの行為に対応できるように条文の表記を改める。

(2) つきまとい等の禁止

ア 犯行の目的に関する規定の削除

いたずら目的や自己の性欲を満たす目的等による行為に対応できるように、現行条文の犯行の目的（怨恨その他悪意の感情）に関する規定を削る。

イ ストーカー規制法の各禁止行為の追加

恋愛感情等に基づかないいわゆるストーカー規制法の以下の禁止行為を条例に加える。

(ア) 監視していることを告げる等の行為

(イ) 面会等義務のないことを行うことを要求する行為

(ウ) 著しく粗野又は乱暴な言動

(エ) 汚物等の送付

(オ) 名誉の侵害行為

(カ) 性的羞恥心を害する事項の告知等

ウ 「連続」に関する規定の削除

連続に至らない複数回の嫌がらせ行為に対応するため「連続」に関する規定を削る。

エ 電子メール、SNS 等の送信行為の禁止

電子メール、SNS 等を利用した複数回にわたるメッセージ等の送信行為を禁止する。

オ 汚物等の送付等に係る電磁的記録の明文化

「汚物等の送付等」及び「性的羞恥心を害する物等の送付等」について、刑法に準じて、電磁的記録を含む旨を明示する。

3 施行期日

平成 26 年 7 月 1 日

問い合わせ先

警察本部生活安全部生活安全総務課 森元 電話 045-211-1212 内線 3020

神奈川県農業構造改革支援基金条例案の概要

1 目的

農用地の利用の効率化及び高度化により、農業の生産性の向上及び農業の構造改革の推進を図るため、国から交付される補助金を原資として基金を設置する。

2 内容

- (1) 名称を「神奈川県農業構造改革支援基金」とする。
- (2) 基金に積み立てる額は予算において定める額とする。
- (3) 基金は、農業の生産性の向上及び農業の構造改革の推進を図るための以下の事業に要する経費に充てる場合に限り、これを処分できる。

3 施行期日

公布の日

【基金事業の概要】

(1) 農地中間管理機構事業

農地の賃貸借を通じて担い手農家への農地集積・集約化を行う農地中間管理機構の整備・活動を支援する。

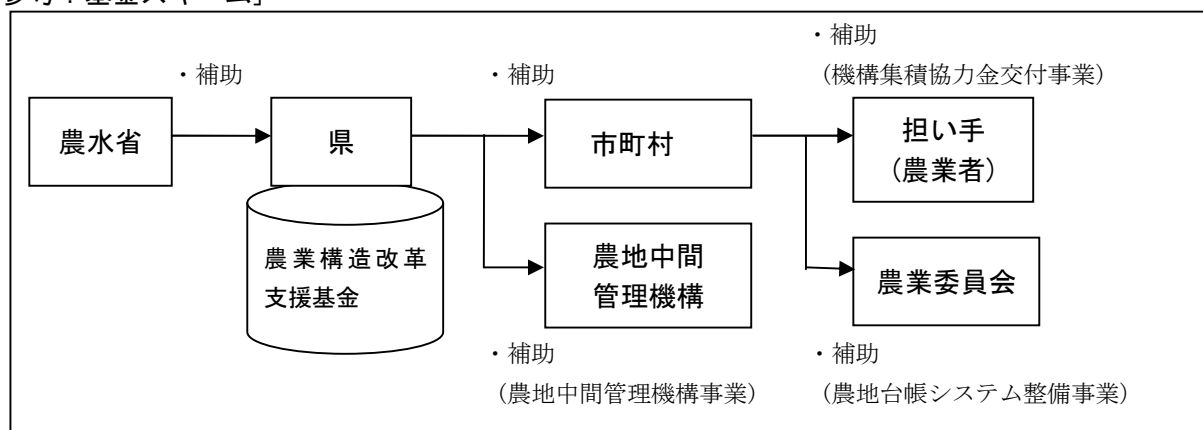
(2) 機構集積協力金交付事業

農地中間管理機構にまとめて農地の貸付けを行った地域及び同機構に対する貸付けに伴って離農又は経営転換する者等に対して協力金を交付する。

(3) 農地台帳システム整備事業

農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進する取組の中で、農業委員会の農地台帳の電算化について支援する。

[参考：基金スキーム]



問い合わせ先

(農地中間管理機構事業・機構集積協力金交付事業について)

環境農政局農政部担い手支援課 課長 小澤 電話 045-210-4440

(農地台帳システム整備事業について)

環境農政局農政部農政課 課長 西田 電話 045-210-4401

使用料及び手数料等の改定について

1 目的

平成26年4月1日からの消費税率引上げへの対応及び単価の見直しによる受益者負担適正化のため、県の使用料及び手数料等の額の改定等を行う。

2 内容

改正条例 64条例

(1) 一括改正する条例 (61条例)

消費税率の引上げ及び単価の見直しによる額の改定のため、一括改正するもの（神奈川県立公文書館条例等の一部を改正する条例として提案）

(内訳)

【政策局関係】 (2条例)

- ・神奈川県立公文書館条例
- ・神奈川県立相模湖交流センター条例

【総務局関係】 (1条例)

- ・行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例

【県民局関係】 (8条例)

- ・神奈川県立青少年センター条例
- ・神奈川県立県民ホール条例
- ・神奈川県立かながわ女性センター条例
- ・神奈川県立神奈川近代文学館条例
- ・神奈川県立音楽堂条例
- ・神奈川県立藤野芸術の家条例
- ・神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター条例
- ・神奈川県立地球市民かながわプラザ条例

【環境農政局関係】 (6条例)

- ・神奈川県立フラワーセンター大船植物園条例
- ・神奈川県立大野山乳牛育成牧場条例
- ・神奈川県漁港管理条例
- ・神奈川県立札掛森の家条例
- ・神奈川県産業廃棄物の処分に係る手数料徴収条例
- ・神奈川県立花と緑のふれあいセンター条例

【保健福祉局関係】 (26条例)

- ・えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例
- ・旅館業法施行条例
- ・神奈川県海水浴場等に関する条例
- ・衛生試験、治療等に関する条例 (※)
- ・神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例
- ・神奈川県立煤ヶ谷診療所条例
- ・魚介類行商等に関する条例
- ・神奈川県病院事業の設置等に関する条例
- ・神奈川県立平塚看護専門学校条例
- ・神奈川県動物保護センター手数料徴収条例
- ・公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例
- ・神奈川県立よこはま看護専門学校条例
- ・神奈川県立衛生看護専門学校条例
- ・神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例
- ・興行場法施行条例
- ・化製場等に関する法律施行条例
- ・神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
- ・食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例
- ・理容師法施行条例
- ・美容師法施行条例
- ・介護保険法施行条例
- ・神奈川県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例
- ・神奈川県立保健福祉大学条例 (※)
- ・クリーニング業法施行条例
- ・と畜場法施行条例
- ・神奈川県総合リハビリテーションセンター条例

【産業労働局関係】（5 条例）

- ・神奈川県立産業技術短期大学校条例
- ・神奈川県立かながわ労働プラザ条例
- ・神奈川県産業技術センター手数料及び使用料徴収条例
- ・神奈川県立芦ノ湖キャンプ村条例
- ・職業能力開発促進法施行条例

【県土整備局関係】（3 条例）

- ・港湾の設置及び管理等に関する条例
- ・神奈川県道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例
- ・港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

【教育委員会関係】（8 条例）

- ・神奈川県立相模湖漕艇場条例
- ・神奈川県立体育センター及び神奈川県立西湘地区体育センターに関する条例
- ・神奈川県立の博物館条例
- ・神奈川県立武道館条例
- ・神奈川県立スポーツ会館条例
- ・神奈川県立のふれあいの村条例
- ・神奈川県立伊勢原射撃場条例
- ・神奈川県立山岳スポーツセンター条例

【公安委員会関係】（2 条例）

- ・神奈川県警察交通安全センターにおける手数料の徴収に関する条例
- ・神奈川県道路交通法関係手数料条例

(2) 個別改正する条例（3 条例）

額の改定のほか、指定管理施設における新たな利用料金の導入など他の改正を伴うため、個別に改正するもの

- ・神奈川県手数料条例（※）
- ・神奈川県立かながわアートホール条例
- ・神奈川県都市公園条例

3 施行日

- ・平成26年4月1日から施行する。
- ・ただし、「港湾の設置及び管理等に関する条例」及び「港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例」については平成26年5月1日から、（※）を付した3条例のうち単価見直しに係る改定については平成26年10月1日から、「神奈川県立かながわアートホール条例」、「神奈川県都市公園条例」のうち利用料金の追加に係る改定については平成27年4月1日から施行する。

問い合わせ先

総務局財政部財政課

課長 宮越 電話 045-210-2250

課長代理 仙田 電話 045-210-2252

神奈川県保育士試験手数料条例の一部を改正する条例案の概要

1 目的

新たな認定こども園制度への円滑な移行・促進のため、幼稚園教諭免許状を有する実務経験者が保育士資格を取得する際、保育士試験の学科及び実技試験が全部免除される特例が設けられたことから、本県の保育士試験において保育士試験全部免除申請手数料を新たに設けるため、所要の改正を行う。

2 内容

保育士試験を受けようとする者から徴収する手数料の金額は、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令（標準令）」で国が標準額を定めている。

新たな認定こども園に配置する「保育教諭」の人材確保を図るため、幼稚園免許状を有する者に対し、保育士試験の学科及び実技試験が全部免除される特例が設けられたことに伴い、標準令の一部が改正され、保育士試験全部免除の申請・審査に係る手数料の標準額は2,400円と定められた。

本県においても、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の11の2第2項の規定に基づく保育士試験の全部の免除の申請に係る手数料を新たに設け、その金額は標準令で定める標準額と同額の2,400円とする。

	県条例	標準令で定める標準額
保育士試験全部免除申請手数料（新設）	2,400円	2,400円
（参考）保育士試験手数料	12,700円	12,700円

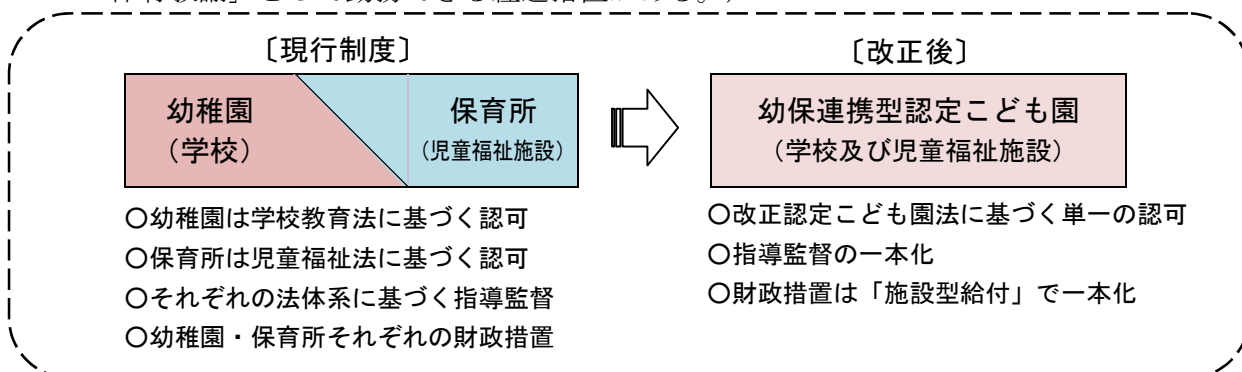
3 施行期日

平成26年4月1日

【参考】 新たな認定こども園について

認定こども園は、就学前の子どもを保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に提供する施設であり、「幼保連携型」・「幼稚園型」・「保育所型」・「地方裁量型」の4つの類型がある。

このうち「幼保連携型」は、平成27年度から新たな基準に基づく施設となる予定であり、その職員は「保育教諭」（「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有している者）が原則となる。（新基準施行後5年間は片方の免許・資格でも「保育教諭」として勤務できる経過措置がある。）



問い合わせ先

保健福祉局福祉部地域福祉課

課長 西條 電話 045-210-4740

地域福祉グループ 笠井 電話 045-210-4750

Ⅲ その他の提出予定議案

<平成26年度関係>

【条例の改正】

- **事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**
農地転用の許可等の事務を川崎市に移譲するなど、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、対象市の追加等をするため、所要の改正を行う。
[政策局自治振興部市町村課 TEL 045-210-3161]
- **教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例**
教育長の給料の月額を定額とするため、所要の改正を行う。
[総務局組織人材部人材課 TEL 045-210-2150]
- **職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例**
出先機関の再編に伴い、所要の改正を行う。
[総務局組織人材部労務給与課 TEL 045-210-2155]
- **神奈川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例**
県が神奈川県後期高齢者医療広域連合から徴収する後期高齢者医療財政安定化基金拠出金について、拠出率を変更するため、所要の改正を行う。
[保健福祉局保健医療部医療保険課 TEL 045-210-4880]
- **地方独立行政法人神奈川県立病院機構に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例**
第3次一括法による地方独立行政法人法の一部改正に伴い、県立病院機構が保有している県からの出資または支出に係る財産の中で重要な財産とするものの基準を定めるため、所要の改正を行う。
[保健福祉局保健医療部県立病院課 TEL 045-210-5040]
- **指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**
行動障害のある重度の知的障害者・精神障害者を重度訪問介護の対象者に加えるとともに、共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の制度の一元化への対応など、所要の改正を行う。
[保健福祉局福祉部障害サービス課 TEL 045-210-4702]
- **障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**
自立訓練（生活訓練）事業所に置くサービス管理責任者の配置基準の見直しなど、所要の改正を行う。
[保健福祉局福祉部障害サービス課 TEL 045-210-4702]
- **神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例**
全面建替工事の完了に伴い横浜立野高等学校を移転前の位置に戻すとともに、県立高校改革推進計画後期実施計画に基づき、中高一貫教育校への再編対象である相模大野高等学校及び大原高等学校を廃止するため、所要の改正を行う。
 - ・横浜立野高等学校
 - 現在の位置 横浜市港南区港南台九丁目18番1号
 - 移転後の位置 横浜市中区本牧間門40番1号[教育局指導部高校教育企画課 TEL 045-210-8240]

【市町負担金】

○ **建設事業等に対する市町負担金**

県の行う建設事業等について、土地改良法、地方財政法及び下水道法に基づき、その受益の限度において経費の一部を市町に負担させる。

[環境農政局水・緑部水産課 TEL 045-210-4530]

[環境農政局農政部農地保全課 TEL 045-210-4460]

[県土整備局河川下水道部下水道課 TEL 045-210-6440]

【その他】

○ **包括外部監査契約の締結**

包括外部監査契約（地方自治法の規定に基づき外部の専門家から監査を受けるための契約）の締結について、提案する。

[総務局総務室 TEL 045-210-2120]

<平成25年度関係>

【条例の改正】

○ **地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例**

地方税法第37条の2第1項第4号の規定により税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人（1法人）を新たに指定するなど、所要の改正を行う。

[県民局くらし県民部NPO協働推進課 TEL 045-210-3700]

○ **基金の継続実施に伴い改正するもの5条例**

国の制度見直しに伴い、条例の有効期限の延長等を行う。

	条 例 名	改正前	改正後
①	神奈川県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例	平成26年12月31日	平成27年12月31日
②	神奈川県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例	平成26年12月31日	平成27年12月31日
③	神奈川県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	平成26年12月31日	平成27年12月31日
④	神奈川県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	平成26年12月31日	平成27年12月31日
⑤	神奈川県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例	平成27年3月31日	平成28年3月31日

①[県民局くらし県民部消費生活課 TEL 045-312-1121 内線2610]

②[保健福祉局保健医療部保健予防課 TEL 045-210-4772]

③[保健福祉局福祉部高齢社会課 TEL 045-210-4830]

④[保健福祉局福祉部高齢施設課 TEL 045-210-4850]

⑤[産業労働局労働部雇用対策課 TEL 045-210-5860]

○ **神奈川県がん克服条例の一部を改正する条例**

平成25年3月に策定した「神奈川県がん対策推進計画」との整合性を図るなど、所要の改正を行う。

[保健福祉局保健医療部がん対策課 TEL 045-210-5010]

【工事請負契約の締結】

名 称	工事の場所	工事請負金額
県央方面特別支援学校（仮称）新築工事（建築―第1工区）請負契約	海老名市中新田4-5	12億136万5,043円
県央方面特別支援学校（仮称）新築工事（空調）請負契約	海老名市中新田4-5	6億3,311万4,662円

[教育局支援部特別支援教育課 TEL 045-210-8214]

【市町負担金】

○ 建設事業等に対する市町負担金

県の行う建設事業等について、土地改良法、地方財政法及び下水道法に基づき、その受益の限度において経費の一部を市町に負担させる。

[環境農政局水・緑部水産課 TEL 045-210-4530]

[環境農政局農政部農地保全課 TEL 045-210-4460]

[県土整備局河川下水道部下水道課 TEL 045-210-6440]

【その他】

○ 神奈川県道路公社の有料道路整備事業計画変更に対する同意について

消費税率の引上げに伴う料金の改定を行うことから、有料道路整備事業「本町山中有料道路」及び「三浦縦貫道路」計画の一部変更について、神奈川県道路公社から同意を求められたので提案する。

[県土整備局道路部道路企画課 TEL 045-210-6400]

○ 債権の放棄について

神奈川県中小企業設備近代化資金貸付金等の5債権を放棄する。

① 神奈川県中小企業設備近代化資金貸付金（2債権 3,942,302円）

② 神奈川県工業技術開発資金貸付金（1債権 1,007,259円）

③ 前払余剰金返還に伴う利息金（1債権 159,279円）

④ 配水管等き損に伴う賠償金（1債権 663,197円）

①②[産業労働局産業・エネルギー部金融課 TEL 045-210-5670]

③[県土整備局事業管理部県土整備経理課 TEL 045-210-6070]

④[企業局財務部財務課 TEL 045-210-7030]

○ 訴訟の提起について

県営住宅の不法占有に対する建物明渡等請求訴訟

県営住宅の不法占有者に対し、建物の明渡し及び損害賠償請求の訴訟を提起する。

[県土整備局建築住宅部公共住宅課 TEL 045-210-6533]

○ 地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画の変更の認可について

消費税率の引上げに伴う料金の改定などを行うことから、地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画の変更の認可をするため提案する。

[保健福祉局保健医療部県立病院課 TEL 045-210-5040]

○ 専決処分について承認を求めること（平成25年度補正予算3件）

県内中小企業への支援対策として、端境期に切れ目のない事業展開を図れるよう、建設事業、補修系事業等について、支出を伴わない債務負担行為を設定する。

[総務局財政部財政課 TEL 045-210-2250]

○ 専決処分について承認を求めること（県奨学金の未納返還金請求に係る訴訟の提起について）

県奨学金の未納返還金について、民事訴訟法第383条の規定に基づく支払督促の申立てを行ったところ、督促異議の申立てがあり、未納返還金請求の訴訟を提起する。

[教育局行政部財務課 TEL 045-210-8100]